十六　人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）第二条の二及び第十五条
十七　人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）第二十八条第一項及び第二項
十八　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第二条第二項第一号、第三条、第十条第三項、第十三条、第二十一条第四項、第二十七条第二項及び第三十一条第一項第六号
十九　人事院規則二二―一（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）別表第二十一号
二十　人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）第九条第二号

（人事院規則一―五九の一部改正）

第六条　人事院規則一―五九（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第四条の規定による改正後の」を削る。

附則第五条第一項中「改正法附則第二十四条の規定による改正後の」を削り、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に、「みなし特定独法職員等」を「みなし行政執行法人職員等」に改め、「第八条の規定による改正後の」及び「（以下この条において「改正後の規則九―四九」という。）」を削り、「、改正後の」を「。」に改め、同条第二項中「みなし特定独法職員等」を「みなし行政執行法人職員等」に改め、「改正後の」を削り、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

附則第六条中「第九条の規定による改正後の」を削り、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

附則第七条中「第十条の規定による改正後の」を削り、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

附則第八条中「みなし特定独法職員等」を「みなし行政執行法人職員等」に改め、「第十一条の規定による改正後の」及び「（次条において「改正後の規則九―一二一」という。）」を削り、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

附則第九条中「みなし特定独法職員等」を「みなし行政執行法人職員等」に改め、「改正後の」を削り、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

附則第十条中「第十五条の規定による改正後の」を削る。

（人事院規則九―四九等の一部改正）

第七条　次に掲げる規則の規定中「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

一　人事院規則九―四九（地域手当）第十一条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号、第十二条第二号並びに第十四条第一項
二　人事院規則九―五四（住居手当）第四条
三　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）第五条第二項第二号及び第三項第一号
四　人事院規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項第七号
五　人事院規則九―一二一（広域異動手当）第五条第一項第一号及び第三項
六　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十八条の二第一項第二号及び第三項第三号

（人事院規則一一―四の一部改正）

第八条　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、同条第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第七条の二第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（人事院規則一六―〇の一部改正）

第九条　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

第四条の二、第五条、第十一条第一項第四号及び第三十六条第一号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別表第二の二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

（人事院規則一六―〇―四六の一部改正）

第十条　人事院規則一六―〇―四六（人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「特定独立行政法人」を「独立行政法人」に改める。

（人事院規則一六―〇―四九の一部改正）

第十一条　人事院規則一六―〇―四九（人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「特定独立行政法人に」を「独立行政法人に」に、「特定独立行政法人と」を「行政執行法人と」に改める。

（人事院規則二二―二の一部改正）

第十二条　人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別記様式表面中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「十万円」を「百万円」に、「三　第十七条第二項（中略）」を「三　第十七条第二項（中略）に、「第十七条第三項（中略）」に、「同条第一項」を「第十七条第一項」に、「職員」を「職員（中略）」に改め、別記様式裏面中「（調査）」を「（人事院の調査）」に改める。

（人事院規則二二―三の一部改正）

第十三条　人事院規則二二―三（倫理法第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の職員の官職）の一部を次のように改正する。

題名、第一条及び第二条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（人事院規則八―一二の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第五条の規定による改正後の規則八―一二第三十条第一項第一号の規定の適用については、同号に規定する行政執行法人には、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）を含むものとする。

第三条　規則八―一八第一条第一項に規定する採用試験の結果に基づいて、特定独立行政法人の職員（以下「特定独立行政法人職員」という。）となり、引き続き特定独立行政法人職員として勤務した後、引き続いて給与法第六条第一項の俸給表のうちいずれかの俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表適用職員」という。）となった者に対する第五条の規定による改正後の規則九―八第四章から第六章まで及び第十章の規定の適用については、その者を同規則第十三条第二項第二号に掲げる者とみなす。

（人事院規則九―四〇の一部改正に伴う経過措置）

第四条　次の各号に掲げる者の平成二十七年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間及び勤務期間（以下この条において「在職期間等」という。）の算定については、同月一日以前六箇月以内の期間内における当該各号に定める期間を規則九―四〇第五条第一項及び第十一条第一項の在職期間等に算入する。

一　第五条の規定による改正前の規則九―四〇（次号において「改正前の規則九―四〇」という。）第六条第一項第一号ハに掲げる者として在職した後、給与法の適用を受ける職員となった者　同号ハに掲げる者として在職した期間

二　改正前の規則九―四〇第六条第一項第二号イに掲げる者（以下この号及び次号において「旧第二号特定独立行政法人職員」という。）として在職した後、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となった者　その旧第二号特定独立行政法人職員として在職した期間